

平塚市折り畳み式止水板貸出制度について

近年、大雨や台風による浸水被害が増加しています。

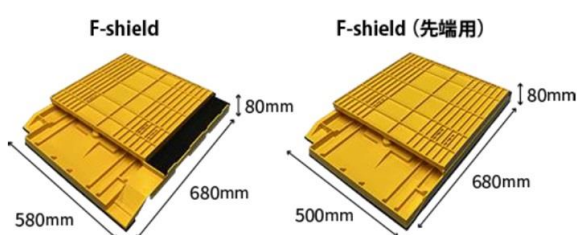
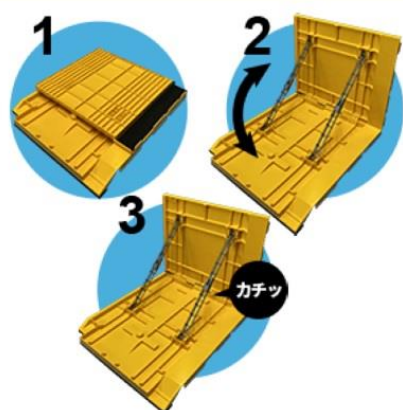
平塚市では、ご家庭でできる浸水対策の一環として、工事不要で設置できる簡易止水板等を購入する市民の方に費用の一部を補助する事業を始めました。

しかしながら、簡易止水板等の購入を検討する際にカタログやホームページを見ただけでは、重さや大きさ、いくつ買えばいいのか、などが分からないという方が多いのではないのでしょうか。

そこで、実際にご自宅等で簡易止水板を設置して必要数量、運用方法などのご参考としていただくために、市内企業が開発した樹脂製の折り畳み式止水板(以下、止水板と言います)を貸出する制度を始めます。

1. 貸出する止水板

平塚市東八幡に事業所がある古河電気工業株式会社様から御寄贈いただいた『折り畳み式止水板 F-shield™』を貸出しします。



★建物への浸水を簡単にしっかり防ぐ！

折り畳み式止水板 F-shield™は、漏水量約 200l/(h・m²)と、土嚢(土のう)に比べて約 15 倍の優れた止水性能を有しています。

★コンパクトに収納出来て、管理らくらく！

折り畳み式止水板 F-shield™は、棚や狭い場所にも折り畳んで保管できる為、保管スペースを圧迫しません。宅配便で配送する事も可能です。

★だれでも簡単に素早く運べる！組立てられる！

折り畳み式止水板 F-shield™は、5.8kg/枚と軽量な為、簡単に持ち運ぶことができます。

古河電工株式会社のホームページ

(<https://www.furukawa.co.jp/foam/product/f-shield/>)より抜粋

2. 申請できる方

平塚市内に住所を有していて、当該住所の住宅(店舗等の併用住宅含む。)に設置するために簡易止水板等を購入しようとしている方(以下、「使用者」と言います。)とします。

なお、原則として貸出しは1回限りとし、また、使用者本人以外の方に転貸することは認めません。ただし、使用者が責任を持って簡易止水板等に興味がある近所の方や親族の方などに使用させるなど、目的に沿った使用であれば可能とします。

3. 貸出期間及び返却期限

貸出日を含めて最大で7日間です。返却期限は貸出期間の最終日の15時です。

4. 貸出しの手続き方法

【貸出日程の調整・申請書の提出】

まず、お電話や窓口、メールで下水道経営課に止水板の貸出しについてお問い合わせください。貸出日程を調整いたします。

貸出日程が決まりましたら、貸出を希望する日の7日前までに『平塚市貸出用折り畳み式止水板借用申請書(第1号様式)』(以下、申請書)をご提出ください。窓口で直接・メール・郵送・FAX いずれでも受付できます。

様式はホームページからダウンロードしてお使いください。ダウンロードが出来ない場合は、郵送しますのでお申し出ください。



【貸出しの承認／不承認のお知らせ】

申請書の受付から概ね3～4日程度で、平塚市から使用者の方に電話もしくはメールで貸出しの承認／不承認をお伝えします。



【貸出日当日】

貸出日の8時30分から17時までに、使用者ご本人が下水道経営課窓口顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)をご持参ください。ご本人確認をさせていただき、簡単に止水板の使用方法をご説明したうえで、止水板をお渡します。

折り畳み式とはいえ重量は1基6kgほど、大きさは60cm×70cm×10cmありますので、運搬可能な自動車等でお越してください。自動車等までの運搬は、ご自身で行っていただきます。台車をお貸しできますので、必要な場合は職員にお申し出ください。



【貸出期間中】

ご自宅等での設置、保管につきましては、使用者ご自身が責任をもって行ってください。

なお、止水板は丁寧に取り扱いいただき、万一破損や紛失などがあつた場合は速やかに市役所までご連絡ください。

破損や紛失などの原因が使用者の故意や重大な過失の場合は、止水板の修理費や代替品の購入などのご負担をお願いすることがあります。



【返却期限日】

返却期限(貸出期間最終日の15時)は厳守してください。なお、返却時は下水道経営課 D616窓口に使用者ご本人が直接持参してください。

返却の際に止水板の状況確認をさせていただきますので、お立会いをお願いします。

申請・問い合わせ先 平塚市役所下水道経営課総務担当

TEL 0463-21-8786(直通)

TEL 0463-23-1111(代表) 内線2451

E-mail gesuikeiei@city.hiratsuka.kanagawa.jp